

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月9日
【計算期間】	第3特定期間(自平成21年1月14日至平成21年7月10日)
【ファンド名】	ビクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型) (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ビクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ギャビン・シャープ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、より優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額は3,000億円です。

b ファンドの商品分類 は、追加型投信 / 海外 / 株式です。
社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券 不動産投信 その他資産 資産複合
	内外	

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド ・オブ・ ファンズ	あり なし

< ファンドが該当する商品分類の定義 >

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	海外
投資対象資産 (収益の源泉)	株式

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))
決算頻度	年12回(毎月)
投資対象地域	エマージング

目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

c ファンドの特色

<ファンドのポイント>

1	主な投資対象は新興国の大企業が発行する高配当利回りの株式です。
---	---------------------------------

- ・企業利益の一部を株主に還元する「配当」、さらに配当を増額する「増配」は、一般的に企業業績が順調で利益が成長していることなどを背景に行われます。
- ・新興国には長期保有を前提とした投資家(株主)層形成のため、配当を積極的に行い、株主を重視した経営を行う企業が存在します。

配当利回りの高い新興国企業に注目

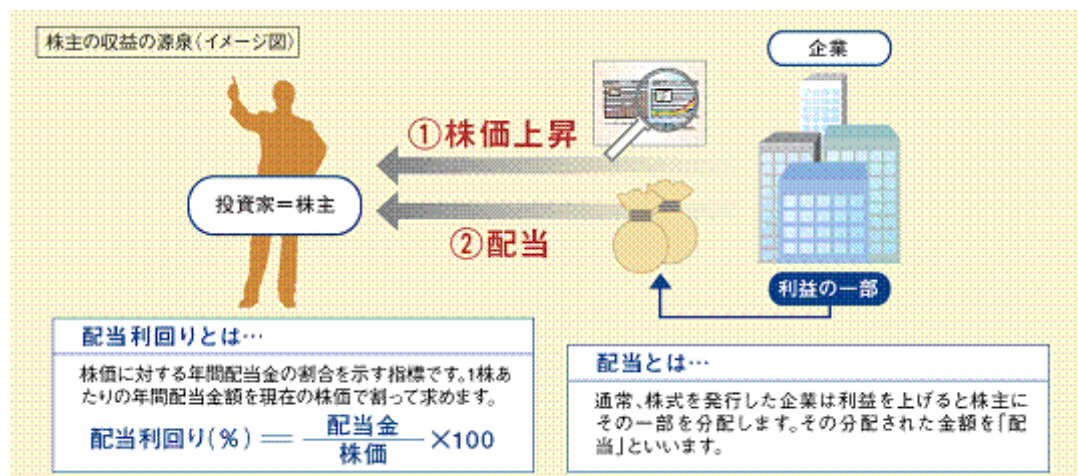
配当を出す、出せる企業

- ☒ 黒字企業
- ☒ 業績安定企業
- ☒ 業績成長企業

VS

配当を出さない、出せない企業

- ☒ 赤字企業
- ☒ 業績低迷企業
- ☒ 株価上昇で還元する企業



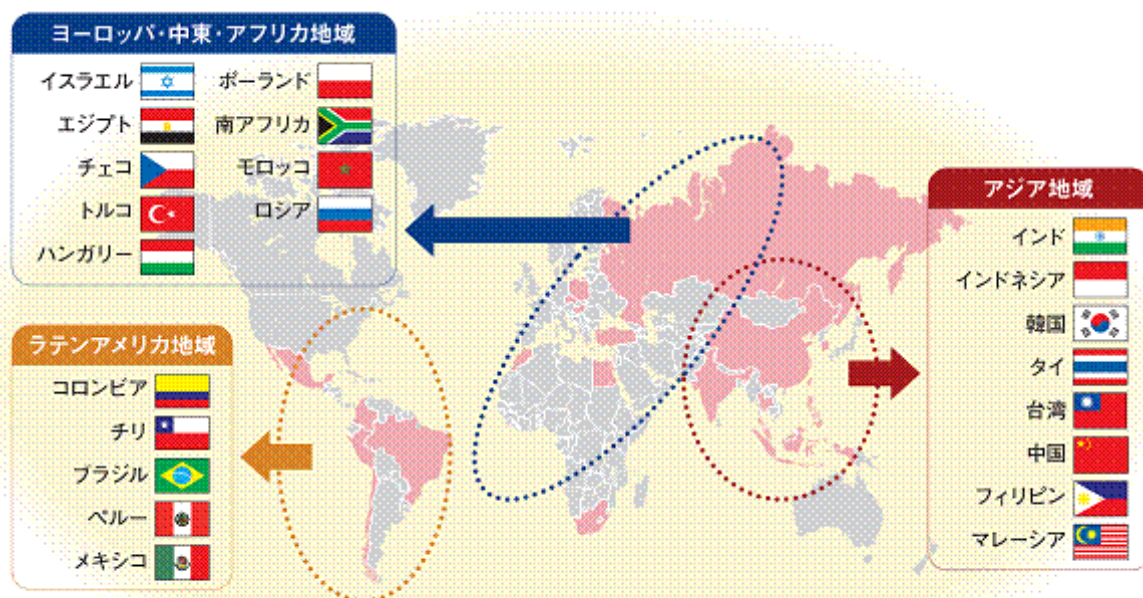
上記はあくまでも主な投資対象の概要であり、実際に投資する銘柄の選択は投資プロセスに沿って行われます。すべての企業が配当を行うわけではありません。また、配当政策は各企業によって異なります。

2	特定の銘柄、国や通貨に集中せず、分散投資します。
---	--------------------------

新興国とは？

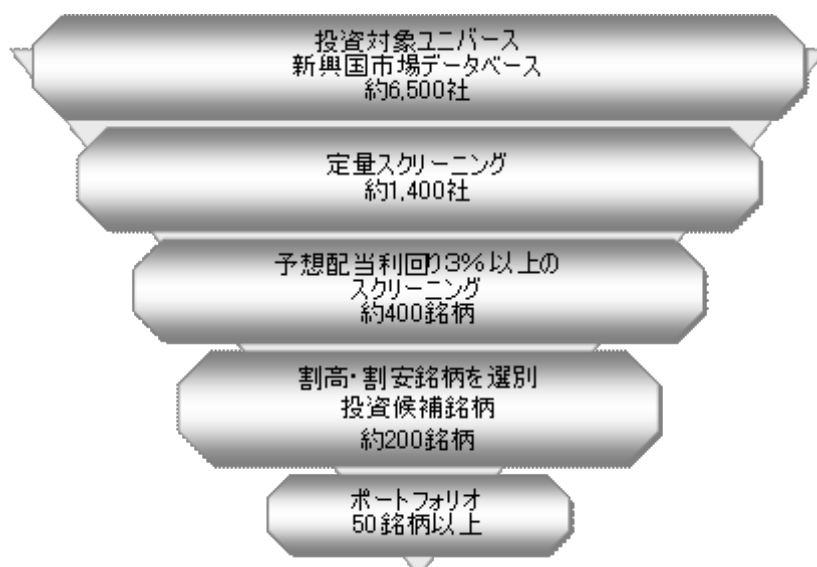
一般的に先進諸国と比較して経済や証券市場が未成熟でも経済が急成長しているか、その可能性が高い発展途上国や地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれます。IMFや世界銀行等の国際機関が市場の発展を支援していることもあり、今後も市場規模の拡大が期待されています。

主な投資対象国・地域 ^注



注 M S C I エマージング株価指数構成国(平成21年 8 月末日現在)。指数構成国は変更される場合があります。
実際の投資にあたっては、前記の国・地域すべてに投資するわけではなく、またこれら以外の国・地域に投資することもあります。

- 主要投資対象ファンドの運用プロセス -

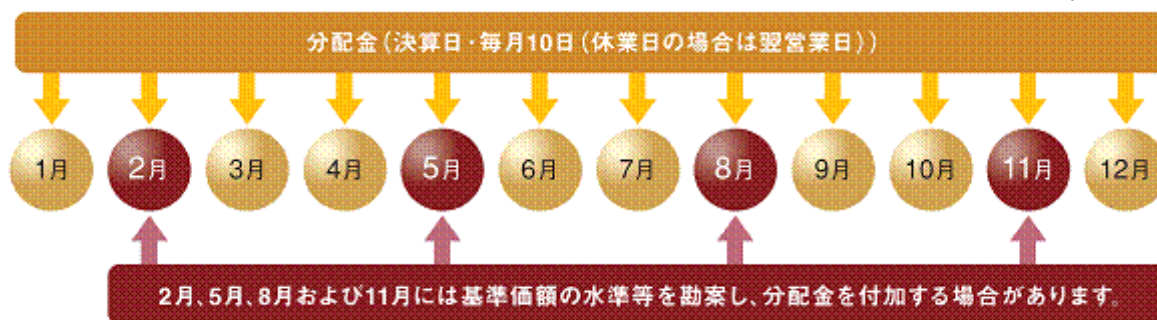


運用プロセスは、平成21年 8 月末日現在のものであり、銘柄数等は、新興国株式市場の市場環境等により今後変更される場合があります。

3 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

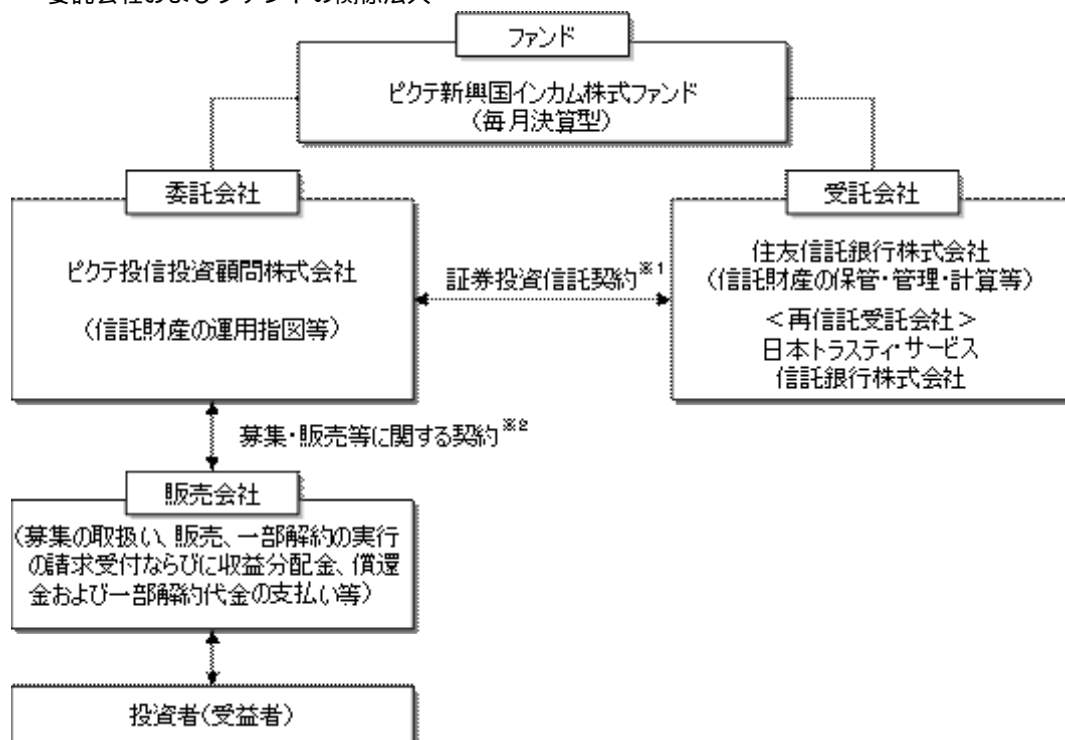
- ・毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
- ・毎年 2 月、5 月、8 月および11月の決算時には、原則として決算時の基準価額が 1 万円を超えている場合は、毎月の分配金に 1 万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額をを付加して分配する場合があります。(1 万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)

⚠ 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。



（２）【ファンドの仕組み】

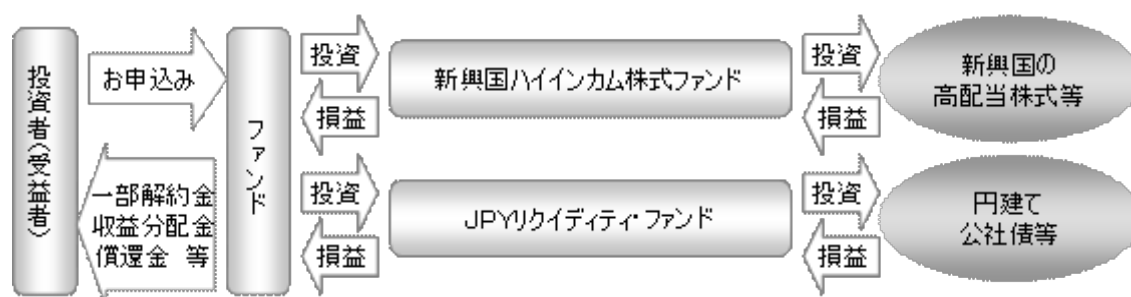
委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式で運用>

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



ファンドでは、「新興国ハイインカム株式ファンド」および「JPYリクイディティ・ファンド」の各投資信託に投資を行います。各ファンドの概要につきましては、後記「２投資方針（２）投資対象」をご覧ください。

委託会社の概況(平成21年８月末日現在)

- ・資本金：２億円
- ・沿革：
昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設

昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
 昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
 平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
 平成9年 投資信託委託業務の免許取得
 現在に至る
 ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #11-00 PWCビル 8 クロス ストリート	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a 基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、より優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

b 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、主に新興国の大企業が発行する高配当利回りの株式に投資します。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

c ファンドは、主に新興国の大企業が発行する高配当利回りの株式に投資する投資信託証券および主に公社債等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権(イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券および有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global High Yield Emerging Equities Fund P Distribution Units)

2. ルクセンブルグ籍外国証券投資法人

ピクテ・ファンズ(ルクス)-(JPY)リクイディティ クラスI投資証券
(Pictet Funds (Lux) - (JPY) Liquidity I shares)

3. 短期社債等

4. コマーシャル・ペーパー

5. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、3.および4.の証券または証書の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、の1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象ファンドの概要

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍契約型外国証券投資信託 / 円建て
主な投資方針	・主に新興国に本社を置く大企業または新興国で主な事業活動を行っている大企業が発行する高配当利回りの株式に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・上場株式への分散投資を基本とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・バンク・アンド・トラスト・リミテッド 保管受託銀行、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.75% (内訳およびその他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

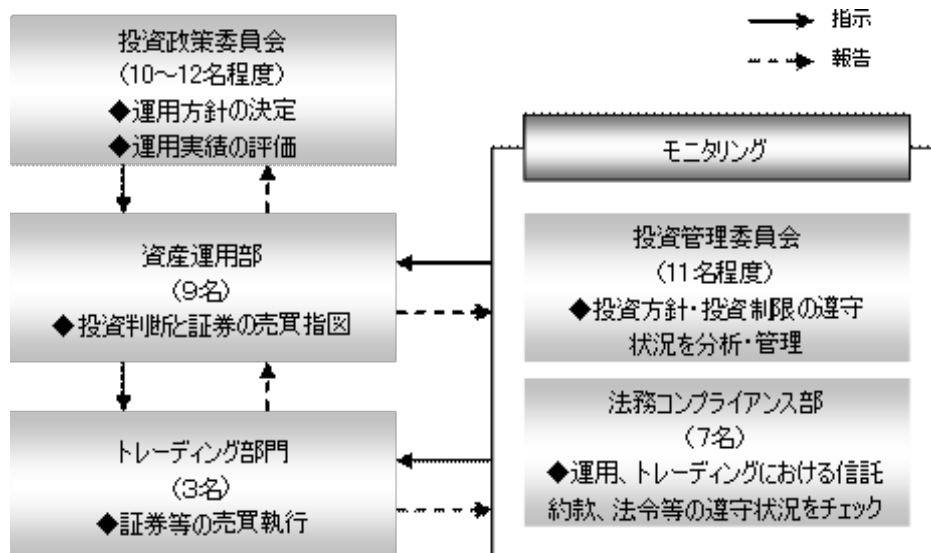
本書において上記ファンドを「新興国ハイインカム株式ファンド」という場合があります。

ピクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人 / 円建て
主な投資方針	・主に公社債等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用を行います。 ・運用資産の平均デュレーションは1年を超えないことを基本とします。 ・投資する証券の発行体の格付は、P 1 / A 1 (短期格付)およびA 3 / A - (長期格付)以上を基本とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・ファンズ(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アドバイザリー・サービス(オーバーシーズ)リミテッド、ピクテ・バンク・アンド・トラスト・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行、名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.30%(上限) (その他の費用につきましては後記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年9月30日

本書において上記ファンドを「JPYリクイディティ・ファンド」という場合があります。

(3)【運用体制】



- ・投資政策委員会(10～12名程度)にて、投資政策の基本方針が決定されます。
 - ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(7名)において、運用、トレーディングにおける信託約款、法令諸規則等およびインターナル・ガイドラインの遵守状況がチェックされ、また、委託会社の内部統制状況全般の検証・評価を行い、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。また、投資管理委員会(11名程度)にて、投資方針・投資制限の遵守状況が分析・管理され、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
 - ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
 - ・受託会社に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。
- 運用体制は、平成21年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

1. 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
2. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
4. ファンドの決算日
毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
5. 収益分配金のお支払い
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(信託約款)
2. 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。(信託約款)
3. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(信託約款)
4. 実質組入外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。(信託約款)

5. 資金の借入れ(信託約款)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。

ファンドの主なリスク等は以下の通りです。

株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

為替変動リスク

ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

カントリーリスク

ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

有価証券先物取引等に伴うリスク

組入投資信託において有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

流動性リスク

一般に新興国の証券市場の時価総額および取引量は、先進諸国市場に比べて小さく、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび組入投資信託において機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

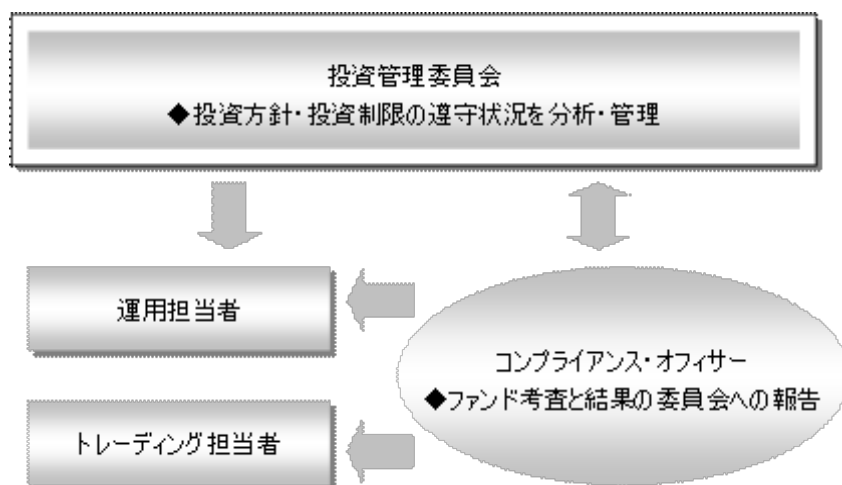
解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび組入投資信託において保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

その他の留意点

- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・ ファンドは、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。なお、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（組入投資信託証券の投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することができます。また、委託会社は、組入投資信託証券の投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付を制限することができます。
- ・ ファンドは、毎月の決算時に原則として収益分配方針にしたがい分配を行いますが、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1口＝1円）を下回っていても、分配が行われる場合があります。
- ・ ファンドは、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

（2）リスク管理体制



<コンプライアンス・オフィサー>

日次でトレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。毎週、運用状況および信託約款、法令等の遵守状況をチェックします。

<投資管理委員会>

月次で委員会を開催してレビューを行います。コンプライアンス・オフィサーおよび担当者から、運用状況および運用実績等が報告され、また信託約款、法令等の遵守状況等が報告されます。問題点があれば討議し、運用担当者へ是正を求めます。

リスク管理体制は、平成21年8月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.15%（税抜3.00%）の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、委託会社（ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>）または販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

お申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料と

なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

（２）【換金(解約)手数料】

解約時の手数料はありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2075%（税抜1.15%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	純資産総額に対し年率0.3675%（税抜0.35%）
販売会社	純資産総額に対し年率0.7875%（税抜0.75%）
受託会社	純資産総額に対し年率0.0525%（税抜0.05%）

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

<投資対象ファンドに係る報酬等>

新興国ハイインカム株式ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.40%

サービス報酬：純資産総額の年率0.10%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.25%

J P Yリクイディティ・ファンド

管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.30%（上限）

上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資対象ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.9575%（税抜1.90%）程度となります。ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.05%）相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。なお、ファンドの投資対象とする投資信託証券に係る申込み・買戻し手数料はありません。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資対象とする投資信託証券において、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資信託の信託財産から支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

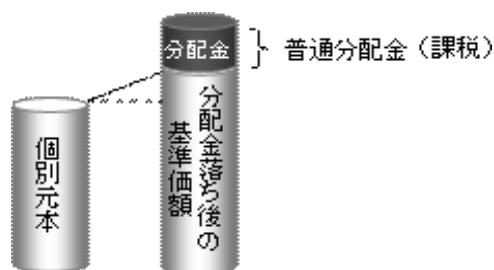
<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受

益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

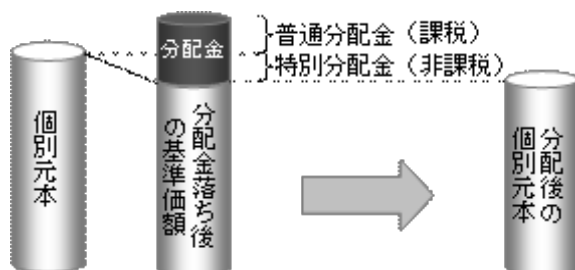
<イメージ図>



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（特別分配金については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください。）

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象（譲渡所得とみなされます。）となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります（原則として、確定申告は不要です。）、

解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）に係る税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受

取額となります(地方税の源泉徴収はありません。)。
なお、ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

上記「課税上の取扱い」の内容は、平成21年8月末日現在の税制等に基づく内容であり、税制が改正された場合等は変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	22,719,235,100	98.47
投資証券	ルクセンブルグ	228,701,545	0.99
現金・預金・その他資産(負債控除後)		123,805,023	0.54
合計(純資産総額)		23,071,741,668	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 全銘柄明細

(平成21年7月末日現在)

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率 (%)
ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型	ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	3,712,900	5,451.53 20,240,985,737	6,119.00 22,719,235,100	98.47
ビクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ クラス	ルクセンブルグ	投資証券	2,262	101,088.93 228,663,159	101,105.90 228,701,545	0.99
投資比率：合計						99.46

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

(平成21年7月末日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.47
投資証券	0.99
合計	99.46

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末(平成20年7月10日)	44,169	45,186	9,356	9,626
第2特定期間末(平成21年1月13日)	18,127	18,916	4,547	4,727
第3特定期間末(平成21年7月10日)	21,137	21,772	5,790	5,970
平成20年7月末日	45,413	—	9,501	—

8月末日	43,033	—	9,066	—
9月末日	33,258	—	7,397	—
10月末日	21,449	—	5,016	—
11月末日	19,033	—	4,587	—
12月末日	17,989	—	4,513	—
平成21年1月末日	16,110	—	4,231	—
2月末日	15,624	—	4,425	—
3月末日	15,975	—	4,696	—
4月末日	17,042	—	5,024	—
5月末日	20,479	—	5,953	—
6月末日	21,506	—	5,948	—
7月末日	23,071	—	6,483	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金
第1 特定期間	自 平成20年1月31日 至 平成20年7月10日	270円
第2 特定期間	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日	180円
第3 特定期間	自 平成21年1月14日 至 平成21年7月10日	180円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1 特定期間	自 平成20年1月31日 至 平成20年7月10日	3.7
第2 特定期間	自 平成20年7月11日 至 平成21年1月13日	49.5
第3 特定期間	自 平成21年1月14日 至 平成21年7月10日	31.3

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付) - 前特定期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前特定期間末の基準価額(分配落) × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年1月31日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託のお申込みに限ってこれを受付けるものとします。)
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込みとします。)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことはできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することがあります。また、組入投資信託証券の投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することがあります。

< 申込単位 >

販売会社が定める1円または1口(当初元本1口＝1円)の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号 03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約 を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にてお申込みいただく場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

3.15%(税抜3.00%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

上記は1口当たりのお申込手数料です。お申込手数料の総額は、これにお申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルグの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、解約請求の受付けは行いません。
- ・解約請求の受付けは原則として午後3時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします。)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消することがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

< 解約価額 >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

解約価額につきましては、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))にてご確認ください。

< 解約手数料 >

ありません

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

< 解約代金のお支払い >

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 大口解約の制限 >

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****a 基準価額の算出方法**

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

ファンドの主要投資対象である投資信託証券は原則として計算時において知りうる直近の日の基準価額で評価します。

b 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

c 基準価額の照会方法

基準価額は委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-3061(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) インターネット・ホームページ <http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。（略称「新興イン」）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成20年１月31日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「（５）その他 a ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日より平成20年３月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a ファンドの償還

委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

から までの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 から までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときはファンドは、後記「b 信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「b 信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、の事項(の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの

信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下「において同じ。')は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

から までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c 異議申立ておよび反対者の買取請求権

前記の「a ファンドの償還」に記載の信託契約の解約または「b 信託約款の変更等」に記載する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前記の「a ファンドの償還」または「b 信託約款の変更等」に記載する書面に付記します。

d 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

e 運用報告書の作成

委託会社は、6ヵ月毎(毎年1月、7月の決算時)および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。

f 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

2【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

a 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間(平成20年7月11日から平成21年1月13日まで)及び当特定期間(平成21年1月14日から平成21年7月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [平成21年 1 月13日現在]	当期 [平成21年 7 月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	346,252,735	493,989,909
投資信託受益証券	17,553,847,000	20,589,435,435
投資証券	181,578,855	210,869,672
未収入金	24,425,744	35,961,048
未収配当金	245,836,380	113,589,930
未収利息	1,612	1,894
流動資産合計	18,351,942,326	21,443,847,888
資産合計	18,351,942,326	21,443,847,888
負債の部		
流動負債		
未払金	4,919,200	12,795,874
未払収益分配金	119,596,064	109,528,107
未払解約金	72,925,777	161,539,768
未払受託者報酬	903,486	933,958
未払委託者報酬	19,876,712	20,547,046
その他未払費用	6,538,867	743,418
流動負債合計	224,760,106	306,088,171
負債合計	224,760,106	306,088,171
純資産の部		
元本等		
元本	39,865,354,787	36,509,369,238
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,738,172,567	15,371,609,521
（分配準備積立金）	1,094,597,031	1,151,124,114
元本等合計	18,127,182,220	21,137,759,717
純資産合計	18,127,182,220	21,137,759,717
負債純資産合計	18,351,942,326	21,443,847,888

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年 7 月11日 至 平成21年 1 月13日	当期 自 平成21年 1 月14日 至 平成21年 7 月10日
営業収益		
受取配当金	1,595,211,180	840,989,870
受取利息	1,346,076	288,597
有価証券売買等損益	22,536,631,983	3,894,316,429
営業収益合計	20,940,074,727	4,735,594,896
営業費用		
受託者報酬	8,090,581	4,633,623
委託者報酬	177,992,814	101,939,700
その他費用	6,538,867	4,158,306
営業費用合計	192,622,262	110,731,629
営業利益又は営業損失（ ）	21,132,696,989	4,624,863,267
経常利益又は経常損失（ ）	21,132,696,989	4,624,863,267
当期純利益又は当期純損失（ ）	21,132,696,989	4,624,863,267
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	717,485,887	19,784,603
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,040,780,236	21,738,172,567
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,444,468,213	6,890,785,130
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,444,468,213	6,890,785,130
剰余金減少額又は欠損金増加額	937,690,508	4,533,991,477
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	937,690,508	4,533,991,477
分配金	788,958,934	634,878,477
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,738,172,567	15,371,609,521

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成20年 7 月11日 至 平成21年 1 月13日	当期 自 平成21年 1 月14日 至 平成21年 7 月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券移動平均法に基づき、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。	投資信託受益証券及び投資証券同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間期末の取扱い 信託約款第31条により、平成21年 1 月10日及びその翌日と翌々日が休日のため、当特定期間期末を平成21年 1 月13日としております。このため当特定期間は187日となっております。	特定期間期首の取扱い 信託約款第31条により、平成21年 1 月10日及びその翌日と翌々日が休日のため、当特定期間期首を平成21年 1 月14日としております。このため当特定期間は178日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年 1 月13日現在)	当期 (平成21年 7 月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	47,210,077,418円	39,865,354,787円
期中追加設定元本額	4,838,071,246円	10,609,445,925円
期中一部解約元本額	12,182,793,877円	13,965,431,474円
2. 特定期間末日における受益権の総数	39,865,354,787口	36,509,369,238口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は21,738,172,567円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,371,609,521円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成20年 7 月11日 至 平成21年 1 月13日	当期 自 平成21年 1 月14日 至 平成21年 7 月10日
分配金の計算過程	(平成20年 7 月11日から平成20年 8 月11日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(238,455,553円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(26,311,325円)及び分配準備積立金(595,699,455円)より分配対象収益は860,466,333円(1万口当たり177.87円)であり、うち145,110,149円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (平成20年 8 月12日から平成20年 9 月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(239,422,508円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,679,929円)及び分配準備積立金(686,166,553円)より分配対象収益は944,268,990円(1万口当たり199.78円)であり、うち141,783,084円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(平成21年 1 月14日から平成21年 2 月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(177,266,329円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,362,852円)及び分配準備積立金(1,022,714,167円)より分配対象収益は1,204,343,348円(1万口当たり322.97円)であり、うち111,865,585円(1万口当たり30円)を分配金額としております。 (平成21年 2 月11日から平成21年 3 月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(130,608,503円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(6,449,363円)及び分配準備積立金(1,024,605,319円)より分配対象収益は1,161,663,185円(1万口当たり331.01円)であり、うち105,276,936円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(平成20年9月11日から平成20年10月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(232,707,757円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,338,585円)及び分配準備積立金(751,313,202円)より分配対象収益は991,359,544円(1万口当たり223.68円)であり、うち132,951,036円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(平成21年3月11日から平成21年4月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(139,260,209円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(33,479,319円)及び分配準備積立金(991,410,792円)より分配対象収益は1,164,150,320円(1万口当たり342.48円)であり、うち101,969,040円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
(平成20年10月11日から平成20年11月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(232,457,626円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,510,853円)及び分配準備積立金(817,330,104円)より分配対象収益は1,053,298,583円(1万口当たり249.44円)であり、うち126,676,946円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(平成21年4月11日から平成21年5月11日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(139,433,461円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(48,064,675円)及び分配準備積立金(1,016,289,616円)より分配対象収益は1,203,787,752円(1万口当たり354.09円)であり、うち101,983,056円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
(平成20年11月11日から平成20年12月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(231,926,776円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,490,248円)及び分配準備積立金(895,862,054円)より分配対象収益は1,132,279,078円(1万口当たり276.51円)であり、うち122,841,655円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(平成21年5月12日から平成21年6月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(104,586,861円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(122,086,542円)及び分配準備積立金(1,009,365,908円)より分配対象収益は1,236,039,311円(1万口当たり355.66円)であり、うち104,255,753円(1万口当たり30円)を分配金額としております。
(平成20年12月11日から平成21年1月13日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(229,446,994円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,181,875円)及び分配準備積立金(967,564,226円)より分配対象収益は1,214,193,095円(1万口当たり304.55円)であり、うち119,596,064円(1万口当たり30円)を分配金額としております。	(平成21年6月11日から平成21年7月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(91,086,562円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(132,424,232円)及び分配準備積立金(1,060,037,552円)より分配対象収益は1,283,548,346円(1万口当たり351.55円)であり、うち109,528,107円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成21年1月13日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,553,847,000円	96,315,046円
投資証券	181,578,855円	24,404円
合計	17,735,425,855円	96,339,450円

当期(平成21年 7 月10日現在)

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
投資信託受益証券	20,589,435,435円	1,144,487,055円
投資証券	210,869,672円	74,241円
合計	20,800,305,107円	1,144,412,814円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成21年 1 月13日現在)	当期 (平成21年 7 月10日現在)
一口当たり純資産額	0.4547円	0.5790円
(一万口当たり純資産額)	(4,547円)	(5,790円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド — 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型	3,777,185	20,589,435,435	
投資証券	ビクテ・ファンズ(ルクス) — (J P Y)リクイディティ クラスI	2,086	210,869,672	
合計		3,779,271	20,800,305,107	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 6 借入金明細表

該当事項はありません。

< 参考情報 >

ファンドは、ルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託である「ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド」クラスP分配型受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益

証券」は、同外国証券投資信託の受益証券です。また、ファンドはルクセンブルグ籍の外国証券投資法人である「ピクテ・ファンズ(ルクス)-(J P Y)リクイディティ」クラスⅠ投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国証券投資法人の投資証券です。これら外国証券投資信託及び外国証券投資法人の状況は次の通りです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド」の状況

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。当投資信託は、2009年6月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであります。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド

純資産計算書

2009年6月30日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	38,366,301,644.00
投資に係る未実現純利益 / 損失	(6,385,829,152.00)
投資有価証券時価評価額(注1)	31,980,472,492.00
現金預金	2,494,307,489.00
未収利息、純額	55,663.00
	34,474,835,644.00
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注3)	33,666,179.00
未払年次税(注2)	859,510.00
その他の未払報酬(注4)	28,082,254.00
	62,607,943.00
2009年6月30日現在純資産合計	34,412,227,701.00
2008年12月31日現在純資産合計	30,337,600,253.00
2007年12月31日現在純資産合計	25,501,456,525.00

運用計算書および純資産変動計算書

2009年6月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	30,337,600,253.00
収益	
配当金、純額	854,084,119.00
預金利息	3,492,038.00
	857,576,157.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	62,560,005.00
保管報酬、銀行手数料および利息	81,473,241.00
管理事務報酬、サービス報酬、監査費用およびその他の費用	15,255,583.00
年次税(注2)	1,499,999.00
	160,788,828.00
投資純利益	696,787,329.00
投資有価証券売却に係る実現純利益 / 損失	(13,788,555,857.00)
外国為替に係る実現純利益 / 損失	263,365,931.00
実現純利益 / (損失)	(12,828,402,597.00)
以下に係る未実現純評価利益 / 損失の変動：	

22,750,588,902.00

- 投資有価証券

運用による純資産の増加／減少：

9,922,186,305.00

受益証券発行手取額

7,178,536,372.00

受益証券買戻費用

(11,346,490,679.00)

分配金支払(注6)

(1,679,604,550.00)

期末現在純資産額

34,412,227,701.00

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2009年6月30日現在

(単位：円)

銘柄	数量	時価 (注1)	純資産 に対する 比率%
・公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券			
株式			
ブラジル			
AES TIETE (LOT1000)	346,017.00	310,141,048.00	0.90
BANCO DO BRASIL	244,934.00	258,210,059.00	0.75
CEMIG MINAS GERAIS PREF	168,248.00	222,245,576.00	0.65
CPFL ENERGIA	145,109.00	227,896,109.00	0.66
ELETRONBRAS NOM.	116,422.00	161,778,396.00	0.47
EQUATORIAL ENERGIA	297,267.00	232,921,242.00	0.68
ITAUSA INVESTIMENTOS ITAU PREF	773,779.00	331,599,597.00	0.96
ITAUSA INVESTIMENTOS PFD	14,870.00	6,321,435.00	0.02
OGX PETROLEO E GAS	5.00	248,841.00	0.00
SABESP	128,866.00	186,842,339.00	0.54
SOUZA CRUZ IND. & COMERCIO NOM.	70,769.00	198,830,602.00	0.58
TELE NORTE LESTE PARTICIPAC. PREF	215,963.00	333,561,201.00	0.97
USIMINAS PREF 'A'	106,107.00	224,080,740.00	0.65
VISANET	348,089.00	289,127,451.00	0.84
		2,983,804,636.00	8.67
チリ			
BANCO DE CHILE	50,237,111.00	344,998,176.00	1.00
		344,998,176.00	1.00
中国			
ANGANG NEW STEEL 'H'	2,114,880.00	336,213,507.00	0.98
ANHUI EXPRESSWAY 'A'	3,999,970.00	301,867,427.00	0.88
BANK OF CHINA	17,784,000.00	811,230,507.00	2.36
CHINA CONSTRUCTION BANK 'H'	2,425,000.00	180,166,762.00	0.52
CHINA MOBILE HK	303,500.00	291,144,691.00	0.85
CHINA UNITED TELECOMM. 'A'	2,000,000.00	192,455,955.00	0.56
IND. & COMM. BANK OF CHINA 'A'	10,800,000.00	821,108,003.00	2.38
JIANGSU EXPRESSWAY 'A'	3,000,000.00	267,222,008.00	0.78
MAANSHAN IRON & STEEL 'H'	3,956,000.00	238,651,717.00	0.69
PETROCHINA 'H'	7,728,000.00	821,587,878.00	2.38
SHANGHAI INDUSTRIAL HOLDINGS	801,000.00	308,941,014.00	0.90
		4,570,589,469.00	13.28
チェコ共和国			
CESKE ENERGETICKE ZAVODY	77,402.00	340,022,311.00	0.99
TELEFONICA O2 CR	61,948.00	137,038,818.00	0.40
		477,061,129.00	1.39
エジプト			
ORASCOM CONSTRUCTION INDUST. NOM.	45,017.00	148,023,550.00	0.43
TELECOM EGYPT	1,681,936.00	454,513,319.00	1.32

	602,536,869.00	1.75
インド		
ASHOK LEYLAND DEMAT.	3,240,855.00	193,459,420.00 0.56
COLGATE-PALMOLIVE	156,499.00	189,043,575.00 0.55
HCL TECHNOLOGIES DEMAT.	460,689.00	171,026,386.00 0.50
HINDUSTAN UNILEVER	761,319.00	406,583,309.00 1.18
OIL & NATURAL GAS DEMAT.	242,575.00	516,882,277.00 1.50
	1,476,994,967.00	4.29
インドネシア		
GUDANG GARAM	1,712,000.00	201,585,286.00 0.59
INTERNATIONAL NICKEL INDONESIA	3,934,500.00	153,196,552.00 0.45
PT BANK MANDIRI (PERSERO)	6,424,000.00	191,364,161.00 0.56
TELKOM INDONESIA ADR (R. 20 SHS)	74,751.00	214,784,817.00 0.62
UNILEVER INDONESIA	4,364,000.00	378,737,073.00 1.09
	1,139,667,889.00	3.31
イスラエル		
BEZEQ ISRAEL TELECOMMUNICATION	1,532,548.00	271,907,330.00 0.79
CELLCOM ISRAEL	72,281.00	185,474,274.00 0.54
	457,381,604.00	1.33
ヨルダン		
JORDAN TELECOM	399,797.00	270,322,548.00 0.79
	270,322,548.00	0.79
カザフスタン		
KAZMUNAIGAS -GDR SPONS. -REG. S	163,582.00	296,685,539.00 0.86
	296,685,539.00	0.86
マレーシア		
BERJAYA SPORTS TOTO	2,031,200.00	279,276,975.00 0.80
BRITISH AMERICAN TOBACCO MALAYSIA	184,300.00	224,548,129.00 0.65
GAMUDA	2,173,600.00	163,926,989.00 0.48
MALAYAN BANKING BHD	1,084,200.00	174,161,630.00 0.51
PUBLIC BANK BERHAD FGN NOM.	924,900.00	226,635,717.00 0.66
YTL CORP	1,106,500.00	209,376,188.00 0.61
	1,277,925,628.00	3.71
メキシコ		
AMERICA MOVIL ADR (R. 20 SHS 'L')	231,565.00	871,474,428.00 2.53
KIMBERLY CLARK DE MEXICO 'A'	508,367.00	188,938,092.00 0.55
	1,060,412,520.00	3.08
フィリピン		
GLOBE TELECOM	122,700.00	232,329,898.00 0.68
PHILIPPINE LONG DIST. TEL. (PHP)	53,980.00	257,676,808.00 0.75
UNIVERSAL ROBINA	10,454,300.00	145,857,892.00 0.42
	635,864,598.00	1.85
ポーランド		
POLISH TELECOM	505,130.00	240,627,221.00 0.70
	240,627,221.00	0.70
カタール		
COMMERCIAL BANK OF QATAR	163,607.00	267,431,358.00 0.78
	267,431,358.00	0.78
ロシア		
LUKOIL HOLDING ADR (R. 1 SHS)	67,016.00	295,163,847.00 0.86
MAGNITOGORSK IRON GDR (R. 13 SHS)	276,382.00	155,967,927.00 0.45
MOBILE TELESYS ADR (R. 5 SHS)	76,381.00	275,231,926.00 0.80
	726,363,700.00	2.11

南アフリカ

ABSA GROUP	302,264.00	412,524,416.00	1.20
AFRICAN BANK INVESTMENTS	612,448.00	209,134,293.00	0.61
FIRSTRAND	2,225,284.00	387,069,161.00	1.12
IMPALA PLATINIUM HOLDING	258,172.00	544,197,161.00	1.58
PRETORIA PORTLAND CEMENT	508,081.00	182,515,151.00	0.53
SANLAM	1,025,782.00	215,982,770.00	0.63
SASOL	205,384.00	693,633,676.00	2.01
TELKOM	296,922.00	136,529,819.00	0.40
TIGER BRANDS	88,761.00	156,733,892.00	0.46
		2,938,320,339.00	8.54

韓国

BANK OF PUSAN	191,220.00	125,838,666.00	0.37
KB FINANCIAL	145,951.00	469,811,435.00	1.36
KOREA EXCHANGE BANK	493,940.00	368,517,918.00	1.07
KT & G CORP	48,298.00	261,537,750.00	0.76
MACQUARIE KOREA INFRASTRUCT. FD	439,258.00	163,199,704.00	0.47
SK TELECOM	14,990.00	196,165,947.00	0.57
SK TELECOM ADR (R. 1/9 SHS)	215,086.00	315,086,354.00	0.92
S-OIL	47,915.00	205,048,453.00	0.60
		2,105,206,227.00	6.12

台湾

ACER	1,305,310.00	217,448,676.00	0.63
ASIA CEMENT	1,075,301.00	109,800,695.00	0.32
CHINA STEEL	2,741,900.00	225,583,699.00	0.66
CHINATRUST FINANCIAL HOLDINGS	5,452,000.00	314,940,151.00	0.92
CHUNG HWA PULP	3,740,000.00	120,024,880.00	0.35
CHUNGHWA TELECOM	1,080,323.00	206,443,834.00	0.60
CORETRONIC	1,293,116.00	124,685,498.00	0.36
DELTA ELECTRONICS	688,736.00	149,698,018.00	0.44
FAR EASTERN TEXTILE	1,119,082.00	124,065,920.00	0.36
FAR EASTONE TELECOM	1,234,000.00	138,426,264.00	0.40
FORMOSA PETROCHEMICAL	590,000.00	134,606,415.00	0.39
FORMOSA PLASTICS	1,751,000.00	298,847,073.00	0.87
FUBON FINANCIAL	6,309,000.00	565,074,744.00	1.64
HIGH TECH COMPUTER	412,000.00	557,727,670.00	1.62
LITE ON TECHNOLOGY	1,590,344.00	132,233,937.00	0.38
MEDIATEK	381,000.00	435,730,577.00	1.27
QUANTA COMPUTER	994,000.00	153,698,365.00	0.45
SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES	1,150,804.00	127,750,621.00	0.37
TAIWAN CEMENT	2,468,315.00	226,119,088.00	0.66
TAIWAN MOBILE	907,000.00	148,184,339.00	0.43
TAIWAN SECOM	1,577,000.00	233,263,424.00	0.68
TAIWAN SEMICONDUCTOR	6,345,080.00	1,012,584,844.00	2.93
TAIWAN SEMICONDUCTOR ADR (R. 5 SHS)	503,675.00	462,784,978.00	1.34
UNIMICRON TECHNOLOGY	2,136,390.00	157,068,129.00	0.46
WALSIN LIHWA	5,960,000.00	182,575,523.00	0.53
WISTRON	929,719.00	147,827,490.00	0.43
YUANTA FINANCIAL	4,226,000.00	272,476,317.00	0.79
		6,979,671,169.00	20.28

タイ

ADVANCED INFO SERV. NOM. FGN.	1,809,600.00	452,051,565.00	1.31
BANGKOK BK PUBLIC FGN NOM. (THB)	1,548,400.00	488,106,542.00	1.42
ESSO THAILAND -NVTG-	9,651,468.00	165,705,397.00	0.48

GLOW ENERGY -FGN-	2,119,900.00	202,865,285.00	0.59
SIAM CEMENT PUBLIC	13,902.00	6,064,883.00	0.02
SIAM CEMENT PUBLIC FGN	437,998.00	198,477,576.00	0.58
SIAM CITY CEMENT FGN.	303,800.00	141,539,084.00	0.41
THAI OIL -FGN-	1,163,900.00	114,909,587.00	0.33
		1,769,719,919.00	5.14
トルコ			
AKCANS A CIMENTO	392,032.00	85,248,661.00	0.25
CIMSA CIMENTO	294,985.00	74,467,728.00	0.22
FORD OTOMOTIV SANAYI	336,440.00	126,137,924.00	0.37
TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI	889,376.00	150,049,991.00	0.44
TUPRAS TURKIY PETROL RAFINERILERI	111,115.00	130,532,106.00	0.38
TURK TELEKOM	596,370.00	179,617,907.00	0.52
TURKIYE HALK BANKASI	306,571.00	116,854,918.00	0.34
TURKIYE VAKIFLAR BANKASI TAO	1,672,641.00	243,526,072.00	0.70
		1,106,435,307.00	3.22
アメリカ合衆国			
SOUTHERN COPPER	125,712.00	252,451,680.00	0.73
		252,451,680.00	0.73
株式合計		31,980,472,492.00	92.93
投資有価証券合計		31,980,472,492.00	92.93
現金預金		2,494,307,489.00	7.25
その他の純負債		-62,552,280.00	-0.18
純資産合計		34,412,227,701.00	100.00

中間財務書類に対する注記(抜粋)
2009年6月30日現在

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示されています。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 投資有価証券の評価

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、かかる取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、かかる有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。

(2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。

(3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。

(4) 短期流動資産は、償却原価法で評価されます。

(5) オープンエンド型投資信託の受益証券/投資証券は直近の取得可能な1口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。

(6) 規制市場、EU域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。

e) 投資有価証券にかかる実現純損益

有価証券売却にかかる実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

f) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

g) 収益

一般的に配当金は、落ち日に計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

注2 - 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規に従い、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。かかる税金は、投資信託に関するルクセンブルグの2002年12月20日法第129条に規定され、その意味の範囲内においての機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、かかる受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、当該四半期中の各サブ・ファンド／クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される四半期毎の報酬を受領する権利を有します。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド：

クラスP分配型受益証券：年率0.40%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注4 - その他の未払報酬

2009年6月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、管理事務報酬、監査費用、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注5 - 申込手数料および買戻手数料

販売会社に対する申込手数料が、一口当たり純資産額の最高3%で計算され、請求されます。

以下の受益証券には、申込手数料は課せられません。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券

各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課すことができます。その場合、解約留保金は、受益証券1口当たり純資産額の2%を超過してはなりません。

注6 - 分配金の支払

2009年6月30日に終了した期間中、以下の分配金が支払われました。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - 新興国ハイインカム株式ファンド クラスP分配型受益証券：

2009年1月 1口当たり60円

2009年2月 1口当たり50円

2009年3月 1口当たり40円

2009年4月 1口当たり40円

2009年5月 1口当たり40円

2009年6月 1口当たり30円

「ピクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2009年4月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ クラスI」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ

純資産計算書
2009年4月30日現在

(単位：円)

資産

投資有価証券取得原価	24,944,063,213.00
投資にかかる未実現純利益 / 損失	355,134,170.00
投資有価証券時価評価額（注１）	25,299,197,383.00
現金預金	967,583,196.25
未収利息、純額	54,678,280.00
	26,321,458,859.25
負債	
未払投資顧問報酬（注３）	917,644.00
為替予約取引にかかる未実現純損失（注７）	436,483,113.67
未払年次税（注２）	371,047.00
その他の未払報酬	2,436,342.00
	440,208,146.67
2009年4月30日現在純資産合計	25,881,250,712.58
2008年10月31日現在純資産合計	29,763,887,042.30
2007年12月31日現在純資産合計	24,584,032,349.47

運用計算書および純資産変動計算書
2009年４月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額	29,763,887,042.30
収益	
債券利息、純額	209,434,134.00
預金利息	929,185.00
	210,363,319.00
費用	
管理および投資顧問報酬（注３）	5,487,809.00
保管報酬、銀行手数料および利息	2,940,235.00
サービス報酬（注４）	4,296,089.00
監査費用およびその他の費用	5,332,736.00
年次税（注２）	2,076,645.00
	20,133,514.00
投資純利益	190,229,805.00
投資有価証券売却にかかる実現純利益 / 損失	-1,125,873,138.00
為替予約にかかる実現純利益 / 損失	1,158,992,899.00
外国為替にかかる純利益 / 損失	-62,690,530.00
実現純利益	160,659,036.00
以下にかかる未実現純評価利益 / 損失の変動：	
- 投資有価証券	1,708,340,497.00
- 為替予約	-1,801,081,010.72
運用による利益 / 損失	67,918,522.28
投資証券発行手取額	3,342,878,374.00
投資証券買戻費用	-7,293,419,726.00
分配金支払（注８）	-13,500.00
期末現在純資産額	25,881,250,712.58

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2009年４月30日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注１)	純資産に 対する比率 (%)
----	----	----	--------	----------------------

Ⅰ．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている譲渡性のある有価証券

債券**オーストリア**

1.8% O. K. B. 00/10	JPY	2,000,000,000.00	2,017,090,000.00	7.78
			2,017,090,000.00	7.78

ドイツ

2.05% K. F. W. 99/09	JPY	275,000,000.00	276,656,050.00	1.07
			276,656,050.00	1.07

イタリア

0% ITALY 09/09	EUR	7,500,000.00	973,252,327.00	3.76
			973,252,327.00	3.76

日本

0% JAPAN N-19 09/09	JPY	1,000,000,000.00	999,500,000.00	3.86
0% JAPAN N-562 09/09	JPY	2,000,000,000.00	1,999,200,000.00	7.72
0% JAPAN N-9 09/09	JPY	500,000,000.00	499,900,000.00	1.93
			3,498,600,000.00	13.51

オランダ

0.91% BMW FINANCE 04/09	JPY	100,000,000.00	99,969,920.00	0.39
			99,969,920.00	0.39

スペイン

0.8% I. C. O. 06/09	JPY	3,741,000,000.00	3,741,436,949.00	14.45
			3,741,436,949.00	14.45

アメリカ合衆国

1.9% I. A. D. B. 99/09	JPY	4,000,000,000.00	4,003,556,400.00	15.46
			4,003,556,400.00	15.46

I. 合計**14,610,561,646.00 56.42****. 短期金融商品****オーストラリア**

0% SUNCORP METWAY (ECP) 09/09	EUR	5,000,000.00	651,472,646.00	2.52
			651,472,646.00	2.52

カナダ

0% CDP FINANCIAL (ECP) 09/09	JPY	500,000,000.00	499,825,150.00	1.93
			499,825,150.00	1.93

フィンランド

0% FINGRID OYJ (ECP) 09/09	EUR	2,000,000.00	260,358,305.00	1.01
0% POHJOLA BANK (ECP) 09/09	EUR	4,500,000.00	586,473,162.00	2.27
1.5% NORDEA BK FINL. (CD) 09/09	GBP	3,650,000.00	532,172,357.00	2.06
			1,379,003,824.00	5.34

フランス

0% DEXIA C. L. F. (CD) 09/09	GBP	3,500,000.00	508,850,537.00	1.97
			508,850,537.00	1.97

ドイツ

0% E. ON (ECP) 09/09	USD	2,500,000.00	245,637,273.00	0.95
0% NRW BANK (ECP) 09/09	EUR	4,000,000.00	520,931,093.00	2.01
			766,568,366.00	2.96

アイルランド

0% IRELAND NTMA (ECP) 09/09	JPY	1,500,000,000.00	1,499,656,500.00	5.79
0% SANPAOLO IMI BK (ECP) 09/09	EUR	5,000,000.00	651,662,529.00	2.52
			2,151,319,029.00	8.31

スペイン

0% BANCO SANTANDER (ECP) 09/09	EUR	5,000,000.00	651,660,900.00	2.52
			651,660,900.00	2.52

スウェーデン

0% SVENSKA HANDEL. (ECP) 09/09	EUR	4,500,000.00	586,264,251.00	2.27
0% SWEDBANK (ECP) 09/09	JPY	600,000,000.00	599,764,200.00	2.32
0% SWEDISH EX. CRE. (ECP) 09/09	USD	5,000,000.00	489,501,753.00	1.89
			1,675,530,204.00	6.48
イギリス				
0% BANCO BILBAO (ECP) 09/09	JPY	500,000,000.00	499,310,750.00	1.93
0% CAIXA G. DE DEP. (ECP) 09/09	USD	2,500,000.00	245,412,637.00	0.95
0% SUMITOMO (ECP) 09/09	EUR	2,000,000.00	260,693,849.00	1.01
			1,005,417,236.00	3.89
アメリカ合衆国				
0% PFIZER (ECP) 09/09	JPY	500,000,000.00	499,700,300.00	1.93
0% PFIZER (ECP) 09/09	JPY	150,000,000.00	149,875,470.00	0.58
0.44% FNMA (ECP) 09/09	JPY	750,000,000.00	749,412,075.00	2.90
			1,398,987,845.00	5.41
・ 合計			10,688,635,737.00	41.33
投資資産合計			25,299,197,383.00	97.75
現金預金			967,583,196.25	3.74
その他の純負債			-385,529,866.67	-1.49
純資産合計			25,881,250,712.58	100.00

中間財務書類に対する注記(2009年4月30日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示されています。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日に適用される為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 投資資産の評価

取引可能な有価証券については、かかる有価証券の主要市場における価格および／あるいはファンドマネジャーや市場参加者によって過去に取引された価格で評価されます。この価格は、直近の取得可能な価格か、あるいは取締役会が、流動性及び関係市場で行われた過去の取引の観点から、それらが最も反映されていると判断したある時点における取得可能な価格であります。

有価証券の価格が確定していない場合、予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。

流動資産は、額面に経過利息を加えた額で評価されます。

オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は直近の取得可能な1口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。クローズドエンド型投資信託の受益証券／投資証券は直近の取得可能な市場価格で評価されます。

規制市場、EU域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。

規制市場、EU域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない先渡契約およびオプションは、各契約の標準的な基準により取締役会により誠実に定められた規則に従って当該清算価額で評価されます。

規制市場、外国の金融商品取引所または他の規制のある市場で取引される先渡契約およびオプションの評価は、当該契約が主として取引されている規制市場、外国の金融商品取引所または他の規制ある市場が公表する終値または清算価額に基づきます。先渡契約またはオプションが純資産の評価日に売却できない場合、当該先渡契約またはオプションの清算価額の算定基準は、取締役会により合理的かつ公正な方法で定められます。

受益者の利益のためおよび取締役会が市場の状況を考慮して適当と判断する範囲でならびにサブ・ファンドの購入買戻しの水準、そしてその総額の規模によっては、かかるサブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、ポートフォリオの保有する有

価証券の気配相場を基準に計算されることがあります。その際売買手数料と取引費用を含み調整します。また、投資資産の購入・売却における取引価格と評価額との相違による影響ならびに売買手数料、取引費用に基づき調整します。

しかしながら、この場合には解約留保金の適用は累加されません。

さらなる詳細については、ファンドの目論見書に記載されています。

e) 為替予約取引の評価

未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、運用計算書に含まれます。

f) 投資有価証券にかかる実現純損益

有価証券売却にかかる実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

g) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

h) 収益

配当金は落ち日に計上され、利息は、発生主義で計上されます。

注2 - 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規に従い、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税（年率0.05%）を課せられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。これは、かかる受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限り、ただし、本年次税は機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンドのため投資機会について管理会社に助言する目的で各サブファンド毎に一以上の投資顧問会社を任命しています。

管理会社は、投資顧問会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブ・ファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2009年4月30日現在で適用される報酬率の上限は以下の通りです。

	クラス I (上限)	クラス P (上限)	クラス R (上限)	クラス Z (上限)	クラス J (上限)
ビクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ	0.15%	0.30%	0.60%	0.00%	0.10%

注4 - サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、年四回、または毎月支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うビクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2009年4月30日現在で適用される報酬率の上限は以下の通りです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ビクテ・ファンズ(ルクス) - (JPY)リクイディティ	0.10%	-

注5 - その他の未払報酬

2009年4月30日現在、その他の未払報酬には、管理事務報酬、保管報酬およびサービス報酬が含まれています。

注6 - 申込手数料、買戻手数料ならびに転換手数料

各サブファンド(またはサブクラス)の投資証券の発行価格は、申込日の翌計算日における当該サブファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。

当該サブファンドの1口当たり純資産額の5%以下の仲介手数料が仲介業者ならびに販売業者の報酬として発行価格に加算されます。当販売手数料はサブクラスによって異なります。

各サブファンド(またはサブクラス)の投資証券の買戻価格は、申込日の翌計算日における当該サブファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。

当金額は仲介業者ならびに販売業者に支払われる1口当たり純資産額の3%以下の仲介手数料により減額される場合があります。当手数料はサブクラスによって異なります。

取締役会には一定の場合に1口当たり純資産の最大2%の「解約留保金」を発行価格、買戻価格および転換価格に適用する権限があります。解約留保金は当該評価日におけるすべての受益者に等しく課されます。

取締役会是一定のサブファンドにおいて、目論見書のアペンディックスにおいて記載されている通り、投資資産の買付・売却の際の費用を1口当たり純資産額の最大1%を当純資産額に加算または必要であれば含むことを適用する権限があります。当

取引費用は純資産額算出日の同日におけるすべての受益者に等しく適用されます。

注7 - 為替予約取引

J P Y リクイディティ

購入		売却		満期日
EUR	4,500,000.00	JPY	578,067,750.00	2009/05/12
JPY	573,000,000.00	EUR	5,000,000.00	2009/05/11
JPY	572,512,500.00	EUR	5,000,000.00	2009/05/11
JPY	526,770,000.00	EUR	4,500,000.00	2009/05/12
JPY	529,200,000.00	EUR	4,500,000.00	2009/05/12
JPY	519,457,500.00	EUR	4,500,000.00	2009/05/19
JPY	578,575,000.00	EUR	5,000,000.00	2009/05/19
JPY	499,600,000.00	EUR	4,000,000.00	2009/06/09
JPY	248,545,000.00	EUR	2,000,000.00	2009/06/08
JPY	503,769,239.00	GBP	3,663,350.00	2009/05/12
JPY	234,750,000.00	USD	2,500,000.00	2009/06/19
JPY	497,500,000.00	USD	5,000,000.00	2009/10/07
JPY	1,003,698,750.00	EUR	7,500,000.00	2009/09/30
JPY	512,531,250.00	GBP	3,500,000.00	2009/07/09
JPY	263,000,000.00	EUR	2,000,000.00	2009/05/11
JPY	249,750,000.00	USD	2,500,000.00	2009/07/15

2009年4月30日現在のこれらの契約にかかる未実現純損失は、436,483,113.67円であり、純資産計算書に含まれています。

注8 - 分配金支払

2008年12月19日、ファンドの投資主総会にて分配金は以下のように決定されました。

ピクテ・ファンズ(ルクス) - (J P Y) リクイディティ(クラスP分配型投資証券) 1口当たり135.00円

分配金は2008年12月22日を落日、2008年12月30日を支払日として支払われました。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(平成21年7月末日現在)

資産総額	23,704,603,261円
負債総額	632,861,593円
純資産総額(-)	23,071,741,668円
発行済数量	35,588,246,225口
1万口当たり純資産額(/)	6,483円

第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第1特定期間	48,841,901,479	1,631,824,061
第2特定期間	4,838,071,246	12,182,793,877
第3特定期間	10,609,445,925	13,965,431,474

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

第三部【特別情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成21年8月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構**a 経営の意思決定機構**

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

b 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構である投資政策委員会において、運用政策の基本方針の審議ないし決定が行われます。

投資政策委員会は、常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、ポートフォリオマネージャーその他社長が指名する者をもって構成します。投資政策委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策委員会が随時招集されます。

また、投資方針ならびに投資制限条項との関連での妥当性等を分析、管理する機関として投資管理委員会を設置しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年8月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は次の通りです。(ただし、マザーファンドを除きます。)

種類			本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式	6	41,039,716,467
	海外	株式	11	37,390,990,236
		債券	10	221,605,481,263
	内外	株式	8	1,300,372,078,127
		資産複合	8	154,482,607,689
合計			43	1,754,890,873,782

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第24期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年 3 月31日現在)			第24期 (平成21年 3 月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			10,916,637			7,278,909	
有価証券			-			1,006,110	
前払費用			48,560			58,948	
未収入金			523			-	
未収委託者報酬			2,332,200			1,240,812	
未収収益			445,653			193,196	
未収還付消費税			-			130,545	
繰延税金資産			255,860			40,999	
そ の 他			17,016			33,727	
流 動 資 産 計			14,016,454	93.9		9,983,251	88.2
固 定 資 産							
有形固定資産			183,058	1.2		292,273	2.6
建物付属設備	1	99,297			177,294		
器具備品	1	83,760			114,979		
無形固定資産			59,326	0.4		270,913	2.4
ソフトウェア		48,992			135,188		
ソフトウェア仮勘定		-			134,892		
そ の 他		10,334			831		
投資その他の資産			665,245	4.5		767,887	6.7
投資有価証券		1,105			887		
長期前払費用		17,418			23,096		
長期差入保証金		124,833			211,534		
敷 金		49,424			-		
繰延税金資産		472,464			532,369		
固 定 資 産 計			907,631	6.1		1,331,074	11.7
資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

		第23期 (平成20年 3 月31日現在)			第24期 (平成21年 3 月31日現在)		
負 債 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比

		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債							
預 り 金			198,004			125,710	
未 払 金			1,899,790			1,251,904	
未払手数料		1,239,881			684,048		
その他未払金		659,910			567,856		
未払法人税等			2,701,564			75,813	
未払消費税			330,134			-	
賞与引当金			124,830			78,436	
役員賞与引当金			38,820			32,854	
流 動 負 債 計			5,293,144	35.5		1,564,720	13.8
固 定 負 債							
退職給付引当金			454,641			543,720	
役員退職慰労引当金			706,495			764,632	
固 定 負 債 計			1,161,137	7.8		1,308,353	11.5
負 債 合 計			6,454,281	43.3		2,873,074	25.7
純 資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
株 主 資 本		千円	千円	%	千円	千円	%
資 本 金			200,000	1.3		200,000	1.8
利益剰余金			8,269,800	55.4		8,241,338	72.5
利益準備金		40,000			50,000		
その他利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
繰越利益剰余金		8,229,800			8,191,338		
評価・換算差額等							
其他有価証券評価差額金			2	0.0		87	0.0
純 資 産 合 計			8,469,803	56.7		8,441,251	74.3
負 債・純 資 産 合 計			14,924,085	100.0		11,314,325	100.0

(2)【損益計算書】

		第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比

有価証券報告書（内国投資）									
経常損益の部	営業損益の部	営 業 収 益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			33,974,650			23,817,985	
		その他営業収益			1,684,678			928,019	
		営 業 収 益 計			35,659,329	100.0		24,746,004	100.0
		営 業 費 用							
		支払手数料			20,964,032			14,621,069	
		広告宣伝費			176,032			178,803	
		調 査 費			2,117,955			1,512,226	
		調 査 費		55,270			68,487		
		委託調査費		2,062,685			1,443,738		
		委託計算費			210,905			210,679	
		営業雑経費			414,374			385,419	
		通 信 費		32,951			31,173		
		印 刷 費		352,262			315,648		
		諸 会 費		16,862			25,043		
		図 書 費		2,174			2,533		
		諸 経 費		10,122			11,019		
		営 業 費 用 計			23,883,299	67.0		16,908,198	68.3
		一 般 管 理 費							
		給 料			1,987,451			1,712,248	
		役員報酬		96,588			67,495		
		給料・手当		1,050,733			1,257,155		
		役員賞与		-			43,076		
		賞 与		118,516			30,153		
		賞与引当金繰入		499,971			217,448		
		役員賞与引当金繰入		221,641			96,918		
		旅費交通費			94,853			94,273	
		租税公課			69,454			36,396	
		不動産賃借料			180,227			245,131	
		退職給付費用			124,291			83,703	
		役員退職慰労引当金繰入			323,969			25,039	
		固定資産減価償却費			60,912			93,926	
		消耗器具備品費			18,711			20,350	
		人材採用費			73,437			24,833	
		修繕維持費			21,346			41,245	
		諸 経 費			177,198			240,301	
		一 般 管 理 費 計			3,131,855	8.8		2,617,452	10.6
		営 業 利 益				8,644,173	24.2		5,220,354
	営業外損益の部	営 業 外 収 益							
		有価証券利息			-			3,025	
		受 取 利 息			14,775			22,891	
		そ の 他			1,486			4,123	
		営 業 外 収 益 計			16,261	0.0		30,040	0.1
		営 業 外 費 用							
		支払手数料			14,402			19,250	
	そ の 他			347			8,078		
	営 業 外 費 用 計			14,749	0.0		27,329	0.1	
経 常 利 益				8,645,685	24.2		5,223,065	21.1	
特別損益の部	特 別 利 益								
	投資有価証券売却益			644			88		
	特 別 利 益 計			644	0.0		88	0.0	
	特 別 損 失								
	前期損益修正損	1		-			64,445		
	固定資産除却損	2		429			30,278		
ソフト開発中止損			-			1,116			
特 別 損 失 計			429	0.0		95,839	0.4		
税引前当期純利益				8,645,900	24.2		5,127,314	20.7	
法人税、住民税及び事業税				3,868,639	10.8		2,000,757	8.1	
法人税等調整額				255,294	0.8		155,019	0.6	

当 期 純 利 益			5,032,555	14.1		2,971,538	12.0
-----------	--	--	-----------	------	--	-----------	------

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第23期事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第24期事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	-	40,000
当期変動額		
利益準備金積立	40,000	10,000
当期変動額合計	40,000	10,000
当期末残高	40,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,637,245	8,229,800
当期変動額		
利益準備金積立	40,000	10,000
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,592,555	38,462
当期末残高	8,229,800	8,191,338
利益剰余金合計		
前期末残高	3,637,245	8,269,800
当期変動額		
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	28,462
当期末残高	8,269,800	8,241,338
株主資本合計		
前期末残高	3,837,245	8,469,800
当期変動額		
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
当期変動額合計	4,632,555	28,462
当期末残高	8,469,800	8,441,338
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	90

当期変動額合計	41	90
当期末残高	2	87
評価・換算差額等合計		
前期末残高	39	2
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	90
当期変動額合計	41	90
当期末残高	2	87
純資産合計		
前期末残高	3,837,205	8,469,803
当期変動額		
剰余金の配当	400,000	3,000,000
当期純利益	5,032,555	2,971,538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	41	90
当期変動額合計	4,632,596	28,552
当期末残高	8,469,803	8,441,251

重要な会計方針

区分	第23期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日	第24期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 —— (2)其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しており ます。 (2)其他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度 より、平成19年 4 月 1 日以降に取得し た有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変更 しております。当該変更による営業利 益、経常利益及び税金等調整前当期純 利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年 3 月 31日以前に取得した資産については、 改正前の法人税法に基づく減価償却の 方法の適用により取得価額の 5 %に到 達した事業年度の翌事業年度より、取 得価額の 5 %相当額と備忘価額との差 額を 5 年間にわたり均等償却し、減価 償却費に含めて計上しております。 当該変更による営業利益、経常利益 及び税金等調整前当期純利益に与える 影響は軽微であります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 —— ——

	(2)無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当事業年度末要支給額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左 (4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第23期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第24期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(貸借対照表) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。	(貸借対照表) 1. 前期まで区分掲記しておりました「未収入金」(当期421千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにしました。 2. 前期まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前期末の「ソフトウェア仮勘定」は9,502千円であります。 3. 前期まで区分掲記しておりました「敷金」(当期103,795千円)は、明瞭性の観点から「長期差入保証金」に含めて表示することにしました。
(損益計算書) 「金融商品取引業に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)の別紙様式に基づき、前事業年度において「法人税等」として掲記されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	(損益計算書) ——

注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成20年 3月31日現在	第24期 平成21年 3月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 31,201千円 器具備品 80,221千円	建物付属設備 48,469千円 器具備品 123,892千円

(損益計算書関係)

第23期 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	第24期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
1 ———	1 前期損益修正損は、過年度退職給付費用31,347千円及び過年度役員退職慰労引当金繰入額33,097千円であります。
2 固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品 429千円	2 固定資産除却損は次のとおりであります。 建物付属設備 25,793千円 器具備品 4,484千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度末 株式数 (株)	第23期事業年度 増加株式数 (株)	第23期事業年度 減少株式数 (株)	第23期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 6月22日 定時株主総会	普通株式	400,000	利益剰余金	500,000	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものの次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月26日

第24期(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度末 株式数 (株)	第24期事業年度 増加株式数 (株)	第24期事業年度 減少株式数 (株)	第24期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
------	-------	---------------	-------	-----------------	-----	-------

平成20年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	利益剰余金	3,750,000	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月26日
------------------------	------	-----------	-------	-----------	--------------	--------------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるものの次のとおり決議を予定しております。

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月26日

(リース取引関係)

第23期(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期(平成20年 3 月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	100	133	33
	小計	100	133	33
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	971	28
	小計	1,000	971	28
合計		1,100	1,105	5

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
6,644	644	-

第24期(平成21年 3 月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	1,006,110	1,007,603	1,493
	小計	1,006,110	1,007,603	1,493
合計		1,006,110	1,007,603	1,493

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,035	887	148
	小計	1,035	887	148
合計		1,035	887	148

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,188	88	-

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
国債	1,000,000	-	-	-
合計	1,000,000	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	454,641千円	543,720千円
退職給付引当金の額	454,641千円	543,720千円
3. (1)退職給付費用	124,291千円	83,703千円
(2)過年度退職給付費用	-	31,347千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

区分	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	472,466千円	532,369千円
未払事業税否認	201,467千円	6,663千円
賞与引当金損金算入限度超過額	50,793千円	31,915千円
その他	3,599千円	2,421千円
繰延税金資産小計	728,327千円	573,368千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	2千円	-
繰延税金負債小計	2千円	-
繰延税金資産合計(純額)	728,325千円	573,368千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(関連当事者との取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1)兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業 上の 関係				

親会社の子会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	-	-	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	101,411	未収 収益	21,208
							投資 運用の 委託 契約	運用 手数料 の支払 (注1)	1,263,820	未払金	300,475
親会社の子会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	-	兼任 1名	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	89,965	未収 収益	41,340
							投資 運用の 委託 契約	運用 手数料 の支払 (注1)	798,865	未払金	171,385
親会社の子会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	-	投資 運用の 受託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	148,662	未収 収益	5,166

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	-	投資運用の 受託・委託 契約	運用 手数料 の受取 (注1)	60,553	未収 収益	33,279
							運用 手数料 の支払 (注1)	922,254	未払金	169,960
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	-	投資運用の 受託・委託 契約役員の 兼任	運用 手数料 の受取 (注1)	40,623	未収 収益	8,557
							運用 手数料 の支払 (注1)	521,484	未払金	96,554
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	-	投資運用の 受託契約 現金の預入	運用 手数料 の受取 (注1)	21,250	未収 収益	5,053
							現金の 預入 (注2)	3,010,255	現金・ 預金	3,010,255

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ビクテ アンド シー(非上場)

ビクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第23期事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		第24期事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
1株当たり純資産額	10,587,254円20銭	1株当たり純資産額	10,551,564円 9銭
1株当たり当期純利益	6,290,694円11銭	1株当たり当期純利益	3,714,423円12銭
損益計算書上当期純利益	5,032,555千円	損益計算書上当期純利益	2,971,538千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	5,032,555千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた当期純利益	2,971,538千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。 および において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】**(1)定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

岡三証券株式会社 極東証券株式会社 みずほ証券株式会社 高木証券株式会社 東洋証券株式会社 新潟証券株式会社 宇都宮証券株式会社 マネックス証券株式会社 ばんせい山丸証券株式会社 コスモ証券株式会社	5,000百万円 5,251百万円 125,167百万円 11,069百万円 13,494百万円 600百万円 301百万円 7,425百万円 1,558百万円 32,366百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社群馬銀行 株式会社百十四銀行 株式会社千葉銀行 株式会社第四銀行 株式会社広島銀行 株式会社みなと銀行 株式会社四国銀行 株式会社滋賀銀行 株式会社十六銀行 株式会社北海道銀行 株式会社十八銀行	48,652百万円 37,322百万円 145,069百万円 32,776百万円 54,573百万円 27,484百万円 25,000百万円 33,076百万円 36,839百万円 93,524百万円 24,404百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成21年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成21年1月19日提出 臨時報告書

平成21年4月10日提出 有価証券報告書

平成21年4月10日提出 有価証券届出書

平成21年4月16日提出 臨時報告書

平成21年5月7日提出 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月2日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)の平成21年1月14日から平成21年7月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)の平成21年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(24期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月11日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)の平成20年7月11日から平成21年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ新興国インカム株式ファンド(毎月決算型)の平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(23期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。